

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

車種	乗用自動車(公用車)
ミッション	AT(○) MT()
台数	1台
燃料	電気
乗用定員	5人
ドア数	5枚
車体カラー	契約業者との打ち合わせにより標準色の中から決定
指定文字等	<p>横浜市章(ハママーク)及び「栄区役所」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示箇所: 2か所(車両側面 前ドア部分) ・「ハマ」マークの下に横書きで「栄区役所」 ・文字色: 契約業者との打合せにより決定 ※濃紺色を基本とし、視認性が不足する場合は調整する ・字体及び字の大きさ: 丸ゴシック 6cm×6cm ※字間については契約業者との打合せにより決定 ・「ハマ」マーク(右図)について 大きさ: 縦 9.8cm×横 14cm 縦は横の70/100線、幅は横の8/100 線隙は線幅の1/4、色は文字色に揃える 
装備品(別紙可)	別紙「訪問指導車両仕様書」のとおり
特別装備	別紙「訪問指導車両仕様書」のとおり
例示車種	メーカー、車名、グレード
	日産 リーフ
	三菱 エクリプス クロス PHEV
	トヨタ プリウス PHV
横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針	<input checked="" type="radio"/> 適合 <input type="radio"/> 非該当または不適合でも可(どちらかに○)
その他参考事項	現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 2,000 km
	ドライバーの状況 : 専任 <input checked="" type="radio"/> 複数人 (どちらかに○)
	九都県市指定低公害車 : 適合

2	物品納入期限	令和6年4月2日
3	借入期間(令和6年度分)	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
4	借入月数(令和6年度分)	12か月
5	予定借入期間 及び最終日	7年間 令和13年3月31日 (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
6	物品保管場所	所在地 横浜市栄区桂町303番地19 名称 横浜市栄区役所(公用車駐車場) TEL 045-894-6924

7 付帯事項

- (1) 物品の搬入・撤去等
運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。
- (2) 公租・公課
リース期間中(登録時を含む。)における公租公課については、賃貸人の負担とする。
ただし、契約期間(更新した場合を含む。)中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、借借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。
- (3) 入札方法
この入札は、3に掲げる借入期間(本年度分)における賃借料の総価により行う。
- (4) 賃借料の支払い
賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月(最終日が月末の場合を除く。)の賃借料については、支払わないものとする。
- (5) 自動車リサイクル料
当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。
- (6) 保険・車検・点検整備
賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中(登録時を含む。)における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、借借人の負担により借借人が手続を行うものとする。
- (7) 物品の再リース・売却
賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。
- (8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。
- (9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。
- (10) 一般社団法人次世代自動車振興センターから電気自動車に係る補助を受けることとし、本補助を受ける場合には賃貸人が申請を行うこととする。
ただし、本補助が廃止された場合又は金額等の変更がされた場合は、借借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

8 発注局課

所在地 横浜市栄区桂町303番地19

担当者 横浜市栄区福祉保健課 小池 TEL: 045-894-6962 FAX: 045-895-1759

訪問指導車仕様書

栄区福祉保健課

第1 総則

- 1 この仕様書は、栄区福祉保健課がリースする訪問指導車（以下「本車両」という。）について必要な事項を定める。
- 2 本車両は、「道路運送車両法」（昭和26年6月1日法律第185号）に基づき、自動車としての承認が得られるものであること。
- 3 仕様打ち合わせ
請負者は、契約締結後、原則として2週間以内に仕様内容について当課と打ち合わせを行う。

第2 装備

1 装備品

- (1) エアコン
- (2) エアバック（運転席・助手席）
- (3) ABS
- (4) カーナビゲーション
- (5) AM・FMラジオ
- (6) バックビューモニター
- (7) ETCユニット（ビルトインタイプ・セットアップ含む）
- (8) フロアマット
- (9) サイドバイザー（前後）
- (10) フロント&バックソナー
- (11) ABC消火器
- (12) タイヤチェーン一式
- (13) 標準工具一式（ジャッキ、ジャッキハンドル、ホイールナットレンチ）
- (14) ドライブレコーダー（前・後）

2 特別装備

- (1) 放送設備（取付け位置は車体内部）
- (2) 拡声装置（出力10w、外部メディア対応、マイク対応）
- (3) バックブザー

※より詳細な仕様は、仕様打ち合わせ時に相談